

会 議 録

会議の名称	豊中市都市景観・屋外広告物審議会（第2回）		
開催日時	令和6年(2024年)2月8日(木)午後2時00分～午後4時00分		
開催場所	WEB会議	公開の可否	可
事務局	都市計画推進部 都市計画課	傍聴者数	0 人
公開しなかった理由			
出席者	委員	加藤(晃)会長、伊丹委員、岡委員、加我委員、佐野委員、田中委員、林委員、石川委員、大路委員、加藤(精)委員、材寄委員、石那田委員、元永委員	
	事務局	上野山都市計画推進部長、山本都市計画課長、津川主幹、静木課長補佐、武内係長、篤本主事、辻主事、松浦係員	
	その他		
議題	(1)諮問第11号 豊中市都市景観形成マスタープランの変更について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

事務局

～開会あいさつ～

会長

～会議録署名委員の指名～

事務局

それでは、本日の議題であります、諮問第11号豊中市都市景観形成マスタープランの変更について、景観形成係の武内がご説明させていただきます。

まず、本計画の概要、構成を示します。豊中市都市景観形成マスタープランとは、「豊中市都市景観条例」を根拠とした「基本計画」と、「景観法」を根拠とした「景観計画」を統合するとともに、様々な法令等を総合的に活用しながら、市民・事業者との協働の取組みにより、良好な都市景観形成を進めるための計画で、景観に係わる施策を総合的、体系的に取りまとめ、平成26年度から運用しています。

都市景観形成マスタープランは、計画編と推進編の2つに分冊化し、取組みを進めています。

「計画編」については、都市景観形成の総合的な方向性、及び法的な規制基準を示しており、「推進編」については、都市景観形成に関して、計画編で示した基本計画を進めるための推進方策や、推進プログラム等を示しています。

ここからは、現行計画についてご説明します。計画編では、心地よく活気のある都市空間の創出、心に響く文化空間の創造、都市の顔づくり・地域の顔づくりの3つの景観形成の基本目標を示し、基本方針として「まもる つくる そだてる いかす」を掲げ、これを受けて景観形成に向けた基本的な考え方について、自主的、自発的に取り組む都市景観の形成、相互協力のもと取り組む都市景観の形成、総合的な都市景観の形成の3つを掲げています。

つづいて、推進編の概要を示します。推進編では、計画編で掲げた3つの基本的な考え方を受け、市民、事業者の意識を景観に向ける、景観形成に取り組む人材を育成する、地域の景観まちづくりを推進する、の3つの推進施策の方向を示しています。

推進施策の方向をうけて、推進施策として（1）景観まちづくりの共有、（2）景観スタイリストの支援、（3）重点的な地区の景観形成の推進及び普遍的な取組みの4つの具体的な施策を示しています。

ここから、今回諮問させていただく都市景観形成マスタープランの計画編、推進編の原案についてご説明します。

まず、計画編については、基本的・普遍的事項を中心とした計画であり、景観形成の長期的視点に立った計画として運用するものとしており、この10年間の景観形成の推進に影響が考えられる社会環境や国の

方針、市の取り組みと、景観まちづくりの状況を勘案する必要があると
考え、確認を行いました。

その結果、「計画編」については、先ほどご説明しました基本目標、基
本方針、基本的な考え方は、今後も一層進めていくことが重要であるた
め継続とし、関連施策との整合などの時点修正を行いました。

次に推進編については、計画編で示された目標に向けて、推進方策や
推進プログラム等を定めているもので、その目標年次を10年としてお
り、課題や状況に応じ柔軟に見直しを行うものとしております。

よって、変更にあたっての基本的な考え方として、今後も一層の推進
に取り組むことを基本とし、現行計画の課題をふまえ、次期計画を「第
2期推進編」としてとりまとめ、社会環境の変化への柔軟な対応を見据
え、さらなる都市景観形成の推進に向けた具体的な推進プログラムや達
成目標などを設定することとしました。

さらに、この10年間の社会状況の変化として大きな事項である、デ
ジタル化・SDGSの達成に関する視点をもって取り組みを進めることと
しております。

また、第2期推進編の目標年次は、令和6年度から令和15年度ま
での10年間としております。

第1期推進編からの主な変更点は2点あり、1点目として推進施策の
見直しです。計画編に定めた施策の一層の推進に向けて、これまでの取
り組みに新たな視点を加え、景観まちづくりへの意識向上、景観スタイ
リストの活躍推進、重点的な地区の景観形成の推進を推進施策として設
定しています。

次に、各推進施策の内容をご説明します。

まず、『景観まちづくりへの意識向上』については、市民、事業者等が
身近に“いいね”と感じる景観スポットの収集、収集した景観スポット
の発信、意識を向上する表彰制度、受賞作品の収集・発信の事業を改善
しながら定期的に繰り返し実施し、市民の皆さんに、現在の豊中市の魅
力を知ってもらうことから、変化している景観があることに気づいても
らい、うつろう景観に意識を向けてもらったり、景観を「まもる・つく
る・そだてる・いかす」意識の醸成や、景観まちづくりへの意欲の維持
・発展につなげたいと考えています。

次に『景観スタイリストの活躍推進』については、これまで、小学
生、中学生、一般の方のそれぞれ個別にアプローチしていた取り組み
を、景観プログラム“ホップ” “ステップ” “ジャンプ”として、ス
テップアッププログラムにリニューアルします。

このリニューアルは、景観に関する意識の芽生えや気づきといった導
入部から、考えることから行動につながる発展部へと、プログラムを体
験したみなさんの好奇心や、問題意識を発展させるコンセプトを取り入

れることで、景観に対する意識の持続や、景観まちづくりに取り組む人の増加につなげたいと考えております。

また、各プログラムの参加者に対しては、アンケート調査を実施し、プログラムによる景観に対する理解度や、参加したことによる意識変化の気づきなどをモニターし、実施しているプログラムの効果の検証を行いながら、各プログラムを繰り返し改善実施していくように見直しを行っております。

今後は、プログラムを繰り返し改善する中で、プログラムでの取り組み内容を、推進施策1つ目〈景観まちづくりへの意識向上〉で実施する事業とリンクさせるなど、取り組みの横断化も意識的に検討しながら、将来的に核となる人材が育つようプログラムを発展させていきたいと考えております。

次に『重点的な地区の景観形成の推進』についてはこれまで取り組んできた、新たな重点的な地区の指定に向けた取り組みは継続するとともに、景観形成協定や、都市景観形成推進地区など、既にルールを持つ地区に対して、聞き取りなどを実施し、ルール運用等の課題把握を行い、必要な支援に取り組めます。

また、この支援の取り組みを繰り返し実施することで、新たな重点的な地区の指定や、既存ルールの維持、思いの継承につなげたいと考えております。

続いて、第1期からの主な変更点2点目は指標の充実です。

まず、アウトプット指標として、重点的な取り組みの進捗状況を端的に把握する指標を設定しています。景観まちづくりの意識向上については、景観イベントの参加人数について、実施年あたり130人を目標値とします。

また、イベント等によりみんなが見つけた景観スポット数について、実施年あたり200件を目標値とします。

つづいて、景観スタイリストの活躍推進については、ステップアッププログラムの修了者数について、令和15年度の目標値を延べ500人とします。

最後に重点的な地区の景観形成の推進については、まず、既存の重点的な地区における意識調査の実施地区数について、令和15年度の目標値を延べ9地区とします。

くわえて、引き続き取り組む重点的な地区の指定について、令和15年度の目標値を延べ10地区とします。

つづきまして、アウトカム指標、市民目線から景観に関する意識の醸成度合や景観スタイリストの活動への関心度等を把握する指標として、豊中市市民意識調査の、豊中市の景観や風景・まちなみなどに愛着や、誇りを感じる割合を現状74.5%（令和3年度の数値）に対して、令

和15年度の目標値を80%とします。

また、今後取り組む景観に関する催しにおける参加者の意識調査については、景観スポットの関心度、景観まちづくりに関する関心度、豊中市の景観が良くなったと感じる割合を図る指標を設定し、それぞれ80%を令和15年度の目標値とします。

また、評価のしくみ（PDCA）については、市が毎年度、事業を実施していくなかで、その進捗と効果を検証しながら進め、本審議会において、本計画期間の4年目と7年目に評価をして頂きたいと考えております。

また、この7年目の評価の際には、3年後に迎える計画期間の終了を見据え、社会状況などを踏まえ、目標の更新や計画の見直しの方向性について、ご意見を賜りたいと考えております。

そして、10年目の令和15年度には、本審議会での計画の達成度合いの評価をいただき、必要な改定を行いたいと考えております。

続いて、都市景観形成マスタープランの変更にかかるこれまでの経過をお示しします。

令和5年11月10日に開催しました第1回都市景観・屋外広告物審議会において、10年間の取り組みの報告や素案に対するご意見をいただいた後に、令和5年12月7日にいただいたご意見を踏まえた内容で素案を確定し、令和5年12月13日から令和6年1月9日まで意見公募を実施しました。

その後、令和6年1月16日に意見公募での意見対応や事務局による修正等を行ったうえで案を確定させ、本日、第2回本審議会において豊中市都市景観条例の第5条の規定に基づき、諮問し、答申をいただくものです。

続いて、「第1回審議会以降の経過と修正概要」を示します。

ここからはお手元の資料1及び資料2に沿ってご覧の内容でご説明させていただきます。

まず、第1回審議会でもいただいたご意見の中から、4つの意見について、修正対応を行いました。具体的な修正内容は資料2でご確認いただけます。

1つ目として、「この10年で百景や歴史的景観など、景観は随分変わっている。10年間の変化の検証が必要」とのご意見をいただきました。

これについては、計画編第2章に、「10年間の景観の移り変わり」として、大きなまちなみの変化や骨格景観と百景の変化、重点地区の変化を追記しました。この10年を振り返ると、本市の多くの大切にしたい景観資源については、保全や整備の取り組みが進んでいます。まちなみについては、社会環境の変化に伴って移り変わっており、失われてし

まった景観もありますが、一方で新しく生み出された魅力ある景観もあると考えています。

このことをふまえ、今後は景観の移り変わりのなかにおいても良好な都市景観形成を進めることをめざします。そのためには、これまで以上に景観への意識を高め、誰もがその重要性を理解し、自ら良好な景観形成に向けた取り組みに関わっていくことが大切であることから、これまでの景観形成の基本方針を継続しつつ、市民・事業者等との連携のもと、良好な都市景観形成に向けた取り組みを一層進めます。

次に、2つめとして、「景観スタイリストの育成プログラムの目的が伝わるよう、わかりやすい説明が必要」とのご意見をいただきました。

これについては、ステップアッププログラムを通じて、将来的に核となる人材が育っていくことをめざしていることをわかりやすくするため景観スタイリスト、ステップアッププログラムの図を整理しました。画面にお示ししているのが議案書127ページの景観スタイリストと議案書128ページのステップアッププログラムの図の変更です。

次に、3つめとして、「行政間の連携体制の充実についての記載が必要」とのご意見をいただきました。

これについては、推進編第2章の「国・府・近隣自治体との連携」に係る文章について、“府や近隣自治体との情報交流を積極的に行うなど連携を強化し”と、連携の強化について追記しました。

次に、4つめとして、アウトカム指標に「豊中市の景観が良くなったと感じる割合」を追加すべきとのご意見をいただきました。

これについては、アウトカム指標に「豊中市の景観が良くなったと感じる割合」を追加し、目標を80%に設定しました。

続いて、第1回審議会におけるその他の主な意見から抜粋し、5点を紹介させていただきます。

1つめとして、「失われていく景観を守る積極的な施策が必要。景観資源の周辺の景観も変化している。」とのご意見をいただきました。

これについては、具体的な保全の取り組みは、本計画と連携しながら個別分野計画等に基づき進め、景観分野では都市景観形成推進地区の指定等を引き続き進めます。市民・事業者等と連携し、景観資源に対する意識を高めるメニューを考えていきます。

次に、2つめとして、「「まもる」「つくる」「そだてる」「いかす」の中でも今後は、「そだてる」「いかす」が重要。」とのご意見をいただきました。

これについては、推進編のプログラムの改善に反映させるなど、社会環境の変化や市民等のニーズに柔軟に対応しながら、今後も良好な都市景観の形成に取り組んでいきます。

次に、3つめと4つめはステップアッププログラムに関するご意見と

して、「専門的な知識や景観に対する強い思いを持つ人、積極的に引っ張って行く人が必要」「ステップアッププログラムについては、活動に誘導して行くようなものとし、また、参加者が限定的にならないようにすること。また、参加意欲を高める仕組みが必要」とのご意見をいただきました。

これについては、ステップアッププログラムの具体的な内容については、将来的に核となる人材が育つよう、アンケート結果等を踏まえて、毎年度効果的なものとなるよう改善しながら実施していきます。

最後に、5つめとして、「重点地区の効果検証・評価を行い、それについて広く発信していくことが効果的」とのご意見をいただきました。

これについては、既存地区への意識調査を実施し、効果検証を行い、内容を市民に発信していきます。

次に、その他の第1回審議会以降の事務局による追記・修正事項として計画編の資料に改定経過や第1回当審議会での意見集、意見公募における意見集を追記しました。

また、第1回審議会当日のパワーポイントで説明していたアウトプット指標の追記修正や、その他軽微な文言の修正などを行いました。

次に、意見公募に対する意見と対応を示します。

意見募集は、豊中市意見公募手続に関する条例第4条の規定に基づき、昨年令和5年12月13日から今年令和6年1月9日までの4週間で実施しました。

結果は、1件6項目についてご意見がありました。

ここからは意見公募による意見の概要とその対応についてご説明させていただきます。

まず1点目として「島熊山公園」は、「豊中市みどりの基本計画」などからすると、「島熊山緑地」という表記の方が適切ではないか。とのご意見をいただきました。

対応としましては該当ページについて、「島熊山公園」を「島熊山緑地」に修正する。としています。具体的には議案書の28ページや29ページなどで記載の当該文言を修正しております。

続いて2点目として、拠点景観図に、「大阪国際空港周辺緑地」に含まれる「ふれあい緑地」や「原田緑地」の記載がないため、入れておくべきではないか。とのご意見をいただきました。

回答として、現行の「計画編」においては、「ふれあい緑地」は『地区景観』に位置付けています。本計画では、この考え方に沿って「ふれあい緑地」と「原田緑地」を包含して「大阪国際空港周辺緑地」とし、現行計画と同様に地区景観に位置付けている。としています。

続いて3点目として、「大阪国際空港周辺緑地」と「猪名川親水地区」は自然景観形成や貴重動物の生息空間として一体化して存在しているた

め、それぞれのエリアが接している図とする方が望ましい。とのご意見をいただきました。

対応としましては景観面から見ると両エリアの間には大阪国際空港という大きな拠点景観が存在しているため、エリアを分けて表記する.と
しています。

続いて4点目として、地域別景観の北東部地域について、「大切にしたい景観」に島熊山緑地を含む、千里緑地の景観などが含まれていない。
とのご意見をいただきました。

対応としましては島熊山緑地や千里緑地は大切にしたい景観であり、“千里丘陵のみどりゆたかなまち”という表現で包括的に記載して
います。

具体的には、骨格景観の拠点景観や軸景観において、島熊山緑地や千里緑地を位置付けている。と
しています。

続いての5点目は先ほどの4点目と類似したご意見ですが、地域別景観の北東部地域について、「大切にしたい景観」に天神社は記載しないの
か。とのご意見をいただきました。

対応としましては、上新田天神社は大切にしたい景観であり、“上新田地区は古くからの集落景観と集合住宅が並ぶ新しいまちなみ”という表
現で包括的に記載しています。

具体的には、骨格景観の拠点景観において神社林として上新田天神社を位置付けている。と
しています。

続いて6点目として、南部地域の小中学校が、小中一貫校に再編されるにあたり、学校跡地に対する景観的視点からの配慮や対策についての
記述が盛り込まれていないように思われるため、ぜひ考えを書き入れてほしい。とのご意見をいただきました。

対応としましては、ご意見のあった学校跡地の活用については、計画編に示す基本的な考え方に沿って、よりよい景観となるよう、関係部局
と連携して取り組む。と
しています。

画面にお示ししております、議案書の50ページや52ページなどに公共施設や建築物等に係る基本的な考え方を記載しております。

最後に、今後のスケジュールです。

今後の予定でございますが、本日妥当であるとの答申をいただければ、令和6年2月末に計画を確定、公表し、来年度、令和6年4月1日より計画運用を開始する予定となっております。

以上で、諮問第11号豊中市都市景観形成マスタープランの変更についての説明を終わります。

会長

事務局のほうから幾つか説明をいただきました。

今日の委員会の位置づけを明確にするために、今までの、今日示され

た案、これが実は1月16日に、この本日お手元にございますマスタープラン案を当委員会に諮問されてございます。

振り返ってみますと、第1回にいろいろこの場で議論していただいた案、これは便宜的に素案というふうに呼んでおきたいと思ひます。事務局の説明でもそういう言葉を使われましたが。ですから諮問される前の案でございます。ということで、まず素案に対して幾つかの意見があつたということで、今日は資料1のほうで審議会のご意見ということで、主なもの4点、それ以外を含めると10点ぐらい、資料1のほうにそれを記載してあります。

それから、その後、まだ諮問前ですけれども、素案に対してパブリックコメントをして、5、6点ぐらいの意見が出てきたと。それを素案の段階で、既に案に盛り込んでいただいたと。それを受けて、市長のほうから案として当委員会に正式に諮問をいただいて、意見をいただいていると、こういう段取りで、条例上は、今日からの手続が正式なマスタープラン策定の手続きになっていくという、そういうことですよ。

そこら辺のところを皆様にご理解いただいて、既に今まで各委員のご意見は素案の段階で集約させていただいていると。案が今日示されていると、こういうことございます。非常に分かりにくいんですけども、普通、当審議会は、諮問されてからその案について議論をするという、そういうのが普通でございますけれども、今回は、一緒に素案を皆様方で作っていただいたと、案を最終的に作っていただいたと、そういう意味合いなのかと思ひます。

その上で、資料1のような内容がつけられてございますので、今日の諮問を受けてから出た意見ではないという位置づけをさせていただきたいと思ひます。

ですから、これはどういうことになるのか、諮問を受ける前に委員が勝手に言っていることは、どういうふう位置づけたいのかという、そこら辺の手続論が分かりませんが。事を円滑に進める上で事前にいろいろ作業をしたと、こういうことで、今日のお仕事はこの案に対してまた意見を言ってくれと、書いてありますので、屋上屋を重ねることになるのか分かりませんが、今まで言い忘れたようなこととか、改めてマスタープランのあるべき姿ということで意見を頂戴できれば、それはそれで十分よろしいことかと思ひますので、ひとつよろしくお願ひします。

ということで、何か今までのことで、手続上のご質問が各委員のほうからありましたら、まずそこらで。

いいですね。そういう整理の仕方をさせていただきましたけれども。

今回、このマスタープランの変更という依頼で、マスタープランそのものじゃないんです。マスタープランの変更ということで、普通、変更

は、原案に対して、原案といいますかもともとの本案に対して変更がこうだと。その変更についてご意見を聞くと。つまり、それ以外のところは聞かないということなんですよ。既に議論して、恐らくされているということなんで。変更点がどこかということで、冒頭、事務局のほうから、これは何点でしたか、

事務局

今回の主な変更としましては、計画編と推進編に分かれてございますけれども、推進編のほうは、今回、第2期推進編ということで、新たに全面リニューアルといいますか、策定しております。計画編については、基本的には継続ということで、時点修正でありますとか、そのほかこれまでの振り返りというところを付け加えさせていただいております。

会長

ということだそうですので、主に推進編についての変更が割と多いと、メインになっていると。計画編のほうはあまり変更しておりませんというご説明でしたけれども。冒頭のパワポの資料を配っておいていただくとよかったですけれども。本編と新しいマスタープランの案がどっどあって、これだけではパワポの説明を皆さん理解するというのは無理だという感じがしましたので、後でも結構ですから、配付していただけるとありがたいと思います。

ということで、各委員に正式なご意見、正式なご意見っておかしいですが、マスタープランの変更案に対しましてご意見を、あるいはご質問を頂戴したいと思いますので、ご意見のある方、質問のある方は手を挙げて順次発言していただければと思います。

さっきごちゃごちゃ言い過ぎて、敷居が高くなったかもしれませんが。すみません、どうぞ気軽に。

いかがでございましょうか。委員、どうぞ。

委員

変更点については、異論なく理解しました。納得しました。

それ以外で言いたいところがあったんですが、これを言う場ではないというご説明だったので、控えたほうがいいですか。

会長

いやいや、マスタープランの変更というのは大きなかさでございますので、概念としては。具体的な説明がなかったところでもどうぞ。

委員

すみません。じゃあ、ちょっと話がずれるかもしれないんですが、137ページの達成目標を拝見していて、今さらながら感じたところがあります。この重点的取組の2つ目の、景観スタイリストの活躍推進というネーミングについて少し違和感がありました。なぜなら、まずアウト

プットが数を増やすということだった。ちょっとその……。

会長 何ページとおっしゃいましたか。

委員 137ページの…。

会長 137。すみません。どうぞお続けください。

委員 達成目標の景観スタイリストの活躍推進というワードでくくっているんだけど、アウトプットの指標としては、数を増やしましょうという話だなと。具体的にどんなことをなさるのかと見ると、段階に応じてプログラムを設けますというお話でした。なので、数を増やすことや、段階を設けてプログラムを行うというの、活躍の推進というのとは少しつながりが薄いんじゃないかなと感じました。なので、活躍推進という言葉がここに合うのかなと。以前の育成支援のほうが、やろうとしていることには近いんじゃないかなというふうに感じました、という関係ないところの意見ですけども。

会長 ありがとうございます。

ここも素案の段階でいろいろ意見で修正されたところだったと思いますので、事務局のほうで、もし、より背景なり、その意味するところをご説明いただけたら分かりやすくなるんじゃないかなと思いますので、どうぞ、いかがですか。

事務局 今回、第2期推進編ということで、第1期推進編でやっていたことをさらに一層進めていくというところを市としても示していきたいという考えで、計画の見直しを行っておりまして、もともとのスタイリストの育成ということはもちろん含めた上で、さらに一歩、活躍推進につなげていきたいということで、施策のタイトルとしては活躍推進としております。内容といたしましても、まずプログラムの修了者数を増やしていきながら、それをさらに発展したプログラムに進んでいただくことで、活躍のほうにつなげていけたらなということで考えているものでございますので、まず底辺、全数を増やしていきたいということで、アウトプット指標のほうは修了者数を把握していくこととしています。また、その効果をアウトプット指標のほうは修了者数という形で、把握していく方法としましては、アウトカム指標のほうに、催しに参加していただいた方への意識調査ということで、景観スポットの関心度であったり、まちづくりに関する関心度というところの意識が変わってきたのかなというところを把握させていただくことで、効果を測っていきなと考

ているところでございます。

会長

いかがですか。

委員

ありがとうございます。意識が高まったり、知識が深まったり、裾野が広がったりということと、その人が具体的に活躍するというのがちょっと乖離があるんじゃないかなと感じているんですが、その活躍というのはどういうニュアンスなんでしょうか。

事務局

議案書の128ページを画面共有させていただきます。

こちらですが、景観スタイリストのプログラムの図を示しているものなんですけれども。

このホップ・ステップ・ジャンプを今回やっていく中で、この10年で収まるかどうかというところがあるんですけれども、将来的な目標としましては、一番下の水色の四角の中に書いておりますけれども、景観に対する意識の持続、景観まちづくりに取り組む人を増やす、こちらが活躍推進というゴールということで考えているものでございます。

委員

意識、この下の四角がってことですね。

事務局

将来的にそこへつなげていきたいと考えているところでございます。

委員

これを活躍という。

事務局

そうでございます。

委員

この四角に向けたステップであることは十分理解しましたし、それに向けての、推進するためのステップだということも理解しました。ありがとうございます。

会長

よろしゅうございますか。

委員

はい。

会長

活躍推進ということで、いろいろなイベントを通して実際にやってこられた第1期をさらに充実する上では、端的に言えば、数を増やしたいと、裾野を増やすと。そこからね。それも課題といたしますか、新しいニューマスタープランのセールスポイントになるんですかね。

委員 理念の普及みたいなワードのほうが合うかなと。活躍と言ってもいいですか。すいません、今さら。

会長 人に焦点を当てて、活躍ということで取り上げておられるようなので。イベントとしてアクティビティーをまず据えて、それを充実させていくと同時に、数を増やしていくという、2つの両面作戦をうたっているつもりなんでしょう、これは。

1期のほうの実態の様子もあるわけですね。それを増やす、膨らますという、そういう変更なんですか。ご理解いただけただけでしょうか、委員。

どうぞ、ほかのご意見がございましたら。今のことで結構ですが、委員のご意見をいただきたいと思います。

会長 では、私から、もう既に素案の段階で意見を言うたやないかと、言われたら恐縮なんです。再度、読み返してみまして、計画編のところに、デジタル社会への対応というようなことに応じて新たに変更したという、精神が一応書かれてあるわけですね。あるいはSDGsへの対応を意識して変更する必要があると、そういった理念の記述があったのに対して、じゃあ推進編でどういう点はその政策として、あるいは施策としてうたわれてきているのかという点からいくと、幾つかあるんですが見えにくいんです。これがそうだというのが。

SDGsにしたら17ぐらいある中の、実際にはどれに当たるのかというのがよく分からない。全部やる必要はないですから、景観政策で。17のうちの、例えば住民参加みたいなことも入っていますので、そういう点で、何か景観スタイリストを盛り上げてきたという、そういうことなんだろうと理解はするんですが、見えにくいんです。

ですから、今後、これは展開されるに当たって、冒頭に書かれた、デジタル社会への対応とかSDGsという、メインの社会情勢の変更に対してうたっておられる政策を特に意識して充実されたいと。これが、この変更の、変更ではありませんけれども、どうなっているんですかってまずお聞きしながら、お答えを願います。

事務局 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたところが、推進編に書かせていただいております、議案書で言いますと、122ページにあります豊中市都市景観マスタープラン第2期推進編策定の基本的な考え方というところに、デジタル社会への対応であったり、SDGsの達成に関する視点を持って取組を進めますということを書かせていただいているところがございます。

まず、デジタル社会への対応ということにつきましては、啓発等にお

きまして、SNS等、新たなデジタルツールというところを活用しながら取り組んでいくということであったり、あと普遍的な取組というところで、景観の届出等を受付する際の電子申込みの活用であったり、今回もそうですけれども、所掌会議等におきましてはウェブ会議等の導入というところを今後も進めていくということで、後ろのほうに書かせていただいているところでございます。

SDGsとしましては、こちらのページに書いております17のゴールのうち、教育、あと持続可能な都市、陸上資源、実施手段のこの4つを関連施策としてこの計画では位置づけをさせていただいております。少し広義に意味としては捉まえさせていただいた上で、関連の目標という形で考えております。

教育としましては、先ほどから話題でございます景観スタイリストの育成プログラム等が、教育というところで関連する取組みとして今後も力を入れていきたいと思っております。

持続可能な都市としましては、重点地区の指定等を進めながら、景観形成の推進というところで今後も力を入れていくということで考えております。

陸上資源としましては、様々な緑化等、保全していくような制度等がございますので、そういうところを活用した景観資源の保全というところで取り組んでいきたいと思っております。

あと、実施手段といたしましては、パートナーシップという観点から、市民活動団体、専門家団体、事業者の皆さんと連携しながら進めていきたいというところで、計画の中でもよく出てくるんですけれども、市民、事業者等との連携をしながら景観形成の取組みを今後も引き続き取り組んでいきたいということで考えております。

会長

ありがとうございました。SDGsに関しては、4つの目標を採択しているということで、よく分かりました。

ただ、実際にそれに対応する施策が、今、言っていたことで、つまり必要十分条件を満たしているかというところ、そうではない。部分的に分かりますけれども。ですから、ここに書かれている4つの下の説明、これが精神を語っているわけですが、それに照らして十分な、今、申し出いただいた施策になっているか。

例えば、持続可能な、17番ですよ、開発可能な実施手段としてグローバルパートナーシップを活性化すると。これは、今後のことでやればいいわけですけれども、グローバルパートナーシップって書いてなかったよね。何を言いたいかというと、今まで、そういう芽はあるんだけど、この推進編の中に。その芽を展開するとき、ここの17番でしたら4行、3行半ですか、これに照らして何が足りないのか。何を

っと埋め込まなきゃいけないのかというのは10年の間、今後ぜひやっていただきたい。でなければ、SDGsの4つの項目をここに上げたというのではちょっと説明が不十分であるという、そういう意見でございます。

あと、多分、これをどう扱うかは、後でまた議論したいと思えますけれども。ありがとうございました。

委員

すみません。

会長

委員、どうぞ。

委員

すみません、またこれも今さらなんですけれども、今のこの目標と手段の関係ではなくて、この目標自体も、「つくる責任つかう責任」は入らないんでしょうか。景観を守っていくというのが大事なところなので。12番。

会長

そのSDGsの……。

委員

目標として、今4つ掲げられているのを拝見していて、よく「つくる責任つかう責任」というのもあると思うんですけれども、ここに入れられなかったのかなと思って。

目標で12番目にあるんです。それが景観を守っていくという方向と近いのではないかなと思っていて。ここに入っていないんだなというのが少し意外な感じが……。

事務局

おっしゃっていただいたとおり、「まもる つくる そだてる いかす」というところで、今あるものを守っていくというようなところであるとか、新しくつくっていくというようなところも基本の方針としておりますので、今おっしゃっていただいた「つくる責任つかう責任」というところも重なるところがあるのかなと、今思ったところでして。

ちょっとこの目標について、狭めに解釈というか捉えておまして、ここに書くということには、現状していないですけれども、プログラムを進めていく上では、こういった視点も取り入れながら進めていけたらなというふうに思います。

会長

いや、ご質問は、つくる、まもる、そだてるが、そのSDGsの目標のどれかに当たるんじゃないかという。

事務局

12番の「つくる責任つかう責任」という目標ですよね。

委員 ありがとうございます。今回…

会長 本編のところにあるので、それをここに入れたらどうかというご指摘かな。

委員 なぜ入れなかったのかなという質問です。

事務局 なぜ入れなかったのかというご質問についても、正直にお答えを言ってしまうて申し訳ないですけれども、ちょっとそこまで思いがいたれていなかったというところが、もう正直なところですので、おっしゃっていただいたように、今、審議会のほうでご議論いただきまして、必要な視点であるなというところでありましたら、この計画の中にひとつ盛り込んでいくということもさせていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

会長 素案の段階では出てこなかった。今日の審議会のほうでご指摘があって、事務局としては、もう少し時間があったら入れておいてもよかったかなというようなご意見でしたが。可能だと思いますので、皆さんの意見を、逆にサポーターの意見か、または、いやいやそれは必要ないよという意見か、どちらでも結構ですから、お一方、お二方おられるといいんですが。各委員様、いかがですか。

会長 委員、どうぞ。

委員 今、先生からご指摘いただいて、私もはっとしたところが正直なところですよ。今回、取組みを進めていくということで、先ほどもありましたが、景観スタイリストということで、今、それは教育ということが上がってくるし、従来、都市計画だとか都市空間で考えるときに、目標 11 の住み続けられるまちづくり、さらには、自然ですので、陸の豊かさを守ろうということに大きく景観は関連しているなと思っていました。それらを貫くように、この 17 番のパートナーシップで、それをどのように達成していくのかということでこの 17 番の考え方が非常に重要だなというふうに思っていました。

従来、都市空間を考える場合、私も 4、11、15、17 でいいかと、全く違和感はなかったんですが、先ほどのお話を聞いておきますと、景観はまさしく皆でつくっていき、それを使っていくということで、**「つくる責任つかう責任」**というのは、本当に、あつというふうに思いまして、合致するなというふうには思いました。

今後の検討だと思いますが、「つくる責任つかう責任」というのは、まさしく、もしかしたら景観をみんなで作っていく、まちをみんなで作っていくということを考えますと、非常に重要な目標でありキーワードなのかなというふうに思いました。

会長 ありがとうございます。ということは、ただいまの委員の意見は、フォローの意見として扱わせていただけたらいいわけですね。

委員 すみません、これまで私も気づきませんで。
書面のレイアウトを見ていますと、それぞれちょっと小さくしたら横に入るのかなという…。

会長 ありがとうございます。では、後の処理の仕方に関わりますけれども、12番ですか、入れる方向で。

僕も、考えてみると、責任という点で、この景観違反、違反といいますが、是正措置を、命令を出した場合でも、実際には、それでも効果的にいっているのが半分とか3割とか、そういうような実態、統計もありますので、やはりつくる責任つかう責任というのを、この景観政策の中でもちょっと厳しく行政が展開できるように、そういう10年間を想定しますと、入れておいてもいいのかなという気がいたしましたので、そのように扱わせていただきます。これは修正ということでございます。

ほかに、いかがでございましょうか。

どうぞ、委員。

委員 修正のところで、この10年間の百景の振り返りをしなくていいんですかという話をして、それに対応していただいたところが資料に載っているんですけれども。

この間、事前説明のときに情報をいただいて、ちょうど今が答申であるならば、高木邸がなくなっているということは、検証の中でとても重要なことなので、書いておく必要があるのではないかと。また、景観重要建造物がこうやってなくなっていくということに対して、何かしなきゃいけないということは、今、書いておかないと、また10年後になったらいっぱいなくなりますので、書いておく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

会長 記述するというと、具体的にいうとどの辺が…。
最初のほうでしたっけ。振り返りしたところで…。

委員 資料のところで……。

会長

例えば。

委員

計画編の14ページから16ページのところにも、そのことは、都市景観形成建築物等の指定というところの言葉は、ここのところには、指定しますというのは、もう何も出ていなくて。それで、資料編には、指定されましたというのがあるんです。2020年にクスノキを指定しましたというのがあるんですけども、この計画の日付がこの後の時期になるのであれば、令和6年の何月になるのかちょっと分からないんですけども、それでしたら、もう既になくなっている高木邸については一言書いておく必要があるのではないかとということです。

前に指定しました良本邸もなくなっていますので、今、建物はないんですよ、指定したものは何も。だから、こういうのはやはりちゃんと書いて、10年後と言わずに対応しないと、また指定してもなくなるので。

会長

ありがとうございます。

今の2邸、なくなったものがあるというのは、書くとしたらどこでしたか。

事務局

今、委員がおっしゃっていただきましたのは、議案書のページで言いますと22ページからの10年間の景観の移り変わりのところで、めぐりまして23ページの下の方に百景の変化について記載をさせていただいておるんですけども、この辺りに都市景観形成建築物についても、指定したり、指定がされたものがなくなったりというようなことを、何か記載として触れていったほうがいいのではないかとということで、ご意見をいただいたということですのでよろしいでしょうか。

委員

私は、百景だけに限るつもりはなかったのですが、百景などと書いてあるので、この景観計画で指定しているものについては、やはり検証して、なくなりましたということは書く必要があるんじゃないかなと思っています。

会長

特に、22ページは(2)の計画策定後10年間の景観の移り変わりということですので、ここに入るんでしょうね。

事務局

そうですね。10年間のというところで。

会長

ですから、第1号がなくなったというのはちょっときついね。書いた

らどうですか。分かってるんだから。

委員 何かするんだっいたらしなきゃいけないと思いますけれども。その議論はまだ何もできていないので。その議論を本当はしなきゃいけないと思うんですけれども。

事務局 今、まさにこれから所有者等にヒアリングなどをして調査を進めていこうというふうに考えておりました、そのあたりの材料もいろいろ揃えまして、市のほうとしての検証もした上で、また改めて審議会のほうにはご報告をさせていただけたらと考えております。今、議論するにはまだ材料が不足かなと思っておりました…。

会長 いや、だから、議論はこれからしましょうよ。とりあえず、振り返りの事実として、こういうものをちゃんと意識してマスタープランの10年間の移り変わりの中では拾っていますよと。記述していますでいいんじゃないですか、調査していますでいいんじゃないですか。

事務局 すみません、23ページのところに、守っていく大切な景観の状況というところを書いているところがございます、百景についてもこのところを書いておりますので、このところに指定建築物が解体されているというところにつきまして、表記は今すぐ言葉が浮かばないので申し訳ないんですけれども、考えさせていただいて、記載をさせていただこうと思います。

それと、あと推進編の普遍的な取組、議案書134ページになるんですけれども、景観資源の保全というところがございます、この中に都市景観形成建築物等の指定なども活用しながら保全に努めますというところがございます。こちらを強化するような表現で、今後、見直し等を含めてやっていくというようなところを含ませるような内容を付け加えさせていただこうかと思いますが、いかがでしょうか。

会長 ちなみに、失われた第1号のやつは、制度上は何、どんな制度でした。

事務局 都市景観形成建築物等ということで、都市景観条例の第27条第1項に基づく指定を行っているものでございます。

会長 これを、この推進編では…。

事務局 先ほど申しましたのは、議案書134ページの下の方になるんです

けれども、景観資源の保全という項目がございまして、その中で、2行目のところなんです、都市景観形成建築物等の指定ということで、制度等を活用して保全に努めますという内容を、もともと記載させていただいているんですけども、今回、解体される…。

会長 それはいいんですけども、この制度ね、都市景観条例に基づく制度そのものが、失われたものを復活するような制度になっているの。なっ
てなかったら、ここに書いたって意味がない。制度の欠陥があるわけ
でしょう。だから、委員が言うのは、制度の欠陥そのものを、今後検討し
なさいと、そういうことにつながっていくわけですよ。

 そうすると、ここに書いてある景観資源の保全って書いて、制度の活
用なんて言っても、できないんです。

事務局 はい。

会長 そういうこともここに書いていかないといけない。

事務局 そうですね。なので、今回、所有者等にヒアリング等をしながら、今
の制度をもうちょっと有効に活用、保全に向けた活用ができるようなも
のとするために、検証を市としましても行っていく必要があると思いま
すので、その辺、有効活用ができるようなものにしていきますというよ
うなことをこちらで記載させていただいてはどうかと思います。

会長 どこに書くの。

事務局 ちょっと補足させていただきますか。

会長 はい、どうぞ。

事務局 134ページの下の景観資源の保全というところの中の2行目で、今
現在は都市景観条例に基づく制度の活用という書き方であれば、当然、
なくなっているものをどう活用するのと、こういったご議論になるかと
思います。例えば、ここで、今後のお話になりますが、制度についての
検証及び活用、例えばそういうような文言をさせていただければとい
うのが、今、発言させていただいた趣旨でございます。

会長 委員、いかがですか。

委員 はい。そのようにしていただいて、これから検証するよということ。

タイミング的にとっても微妙なタイミングでなくなってしまって、もちろん担当の方々もびっくりされたと思いますけれども。せっかくなので、今の時期に制度の活用をして保全ができるように、変更することを検討するということまで書いていただければありがたい。

会長

ありがとうございました。2点ですね。ほかに、いかがでございましょうか。

委員、どうぞ。

委員

2点ございまして、1つは、景観スタイリストのところなんですけれども、ステップアッププログラムに参加した人を指標値としていますが、人数だけではなくて、その具体的な活動とか、どういうふうなことに関わっていった景観スタイリストとしての意識の向上が図られているか、ちょっと質の面といった2面を、何かしら具体的に分かるような評価指標みたいなものがあるべきではないかみたいな議論があったと思うんですけれども。一つは指標値としてのプログラムに参加している人数というのと、景観スタイリストと呼んでいる人たちという、広い範囲を指して呼ぼうということだったと思うんですけれども、そのあたりの関係づけがもう少しはっきり分かったほうが読みやすいかなというのは感想として思いました。

それと、参加意欲を高めるような何か工夫ができないか。このステップアッププログラムというのをこれから充実して実施していかれると思うので、そこに参加された方に、そのプログラムに参加したことがご本人も自覚して分かるような、そんなものを、カードみたいなものでもいいかもしれませんけれども、具体的な工夫を付け加えられたらいいかなというふうに思いました。

2点目ですけれども、議案書の138ページですが、豊中市の景観がよくなったと感じる割合というのを指標値に加えるということで、加えられているんですけれども、これは対象が景観に関する催し等における参加者の意識調査ということになっておりますが、これでもいいのかもしれないかもしれませんけれども、本当に知りたいのは、必ずしも参加はしていないけれども、一般の市民の方がどのように感じておられるかというのは知りたいところでもあると思うので、意識調査のところにも例えば入れてみるとか、そういうことは難しいんでしょうか。

以上、2点であります。

事務局

ありがとうございます。

1点目の評価指標のうち、参加意欲を高めるステップアッププログラムというところのお話で、参加意欲を高める工夫ということでした。

いています。

今後、イベント等を行う中において、参加をしていただいたことを証するようなものというのも一つ、ご意見いただいていますように、考えていくところかなというふうには考えております。

もう一つ、138ページの市民意識調査に、豊中市の景観がよくなった意識について付け加えということになります、こちらのほうは2年に1回の総合計画の中で行っております市民意識調査でございます。この中で、ここを見直しするということに当たっては、統計的に把握するため同じ質問を続けているところから、質問を追加するということができるかどうかというのは、担当課のほうと調整が必要と考えております。なので、今回、それとは別に豊中市の景観がよくなったと感じる割合というのをお聞きしようと考えております。

あと、アンケートの取り方につきましても、イベントだけに限らず、例えばほかのまちづくり関係であったり、緑化関係、いろいろイベントをやっておりますので、その中でいろいろ取っていく方法はあるのかなというふうには考えているところでございます。

委員

ありがとうございました。

あと、もう一点申し上げました、景観スタイリストとステップアッププログラムというものの関連づけと申しますか、指標として使いますので、その指標として使うということの位置づけと申しますか、関係づけと申しますか、そういったものに関してはいかがでしょうか。

会長

1番目のやつね。最初の。ステップアッププログラムの、いわゆる何か指標みたいなものはないのかと。それぞれの段階で評価できるような。単に精神的に書いてある段階、精神的に書いてあるにすぎないのではないかというご指摘なんですけれども。なかなか難しいですね。

事務局

そうですね。

会長

逆に、委員なんかは、もう少し、ステップアッププログラムの3段階の評価の仕方みたいなもの、あるいはアクションの仕方、そういうイベントの在り方みたいなもの、具体的にご指摘いただくとありがたいんですけども。

委員

一つの方法としては、これを公表されて、それぞれのイベントごとに一応ラベルをつけていくとか、そういうことをやってあげると、そこに参加しようとする方が、そういう意識を持って参加するという意識づけの一助にはなるのかなとか思ったりもしますし、何かしら参加したサイ

ジャンプとある中の、今回やっているイベントはホップです、ここの目標は景観を知ってもらったり好感を持ってもらったりということをしていただけるような人を育成するためのプログラムなんですよというように形で、プログラム全体も見せながら、実際にやるイベントがどの位置にあるものですよということも見せていくということも一つかなと思っております。

会長

ですから、簡単に言うと、この3段階はイベントのラベリングです。景観スタイリストのラベリングではないんです。そこら辺をはっきりさせて、委員のほうも実は景観スタイリストのラベリングを、ステップアップを、この3つのレベルのどこかというのを上に、要するに最後の目標値がジャンプですから、さらにその先か、意識の持続、そこに行くような、外から見えるような何かを書けと。なかなか大変なことをおっしゃった。ごめんなさい、勝手に私が誘導しちゃいましたが、委員、どうですか。

委員

ありがとうございます。先生がおっしゃるようになるには、なかなか大変だというのはよく理解しております。

先ほどおっしゃったように、まずはプログラムの、位置づけみたいなものは見えてもいいかなと私は思います。あと、確かに各個人個人の景観スタイリストであろうとする方のそれぞれの意識の中でステップアップが図られていけば基本的にはよいと。それを客観指標で評価するような性格のものでもないと思いますので、それはそれでいいのかなと思いますので、まずはプログラムのほうを、こういう全体の施策の中のこの位置にあるプログラムとしてやりますよみたいなことぐらいは、試しにやってみたらどうなんだろうというふうに思っております。

会長

ありがとうございました。

ということで、少し納めていきたいと思います。これをどう、修正するのか。

事務局

今後の運用の中で、先ほど申しましたような形で、全体像を見せながら、今このプログラムはどこの位置ですよというところを周知の段階でお示しして…。

会長

はい。イメージは出ました。要するに、計画編の意見集のところに書いたらいいわけですね。ありがとうございました。

事務局

参考にさせていただきます。ありがとうございます。

会長

ほかにいかがでございますか。そろそろお時間となってまいりました。

いろいろご意見がありました。委員いかがですか。せっかくここまで来たので。

委員

先ほどお話ありましたけれども、保全というのは本当に難しいと思います。これ、現実的に考えていきますと相続の問題とか複雑な問題が上がってきますので。

理論的には保全、私もこれはもう大切なものやとは思っておりますけれども。ただ、現実を照らし合わせていきますと、私もやはり相続を経験しているものですから、それをやはりどういうふう豊中市さんが対応なさるのか。

これは個人の権利ですし、所有権の問題もございまして、一等地の場所でそれだけのものを遊ばず、すいません、経営者ですすぐお金の話になってしまいますけれども、ただ現実的にはやはり収益というのをどうしても我々経営者は考えますので、そこらは本当に難しい問題だと思っております。ただ、どういうふうなフォローの仕方をなさるのかというのは今後の課題かと思えます。すみません、要らんことを言うたかも分かりませんが。

会長

大体、景観法ができるのが非常に遅かったわけです。理由がそこなんです。保全だけでは駄目で、保存だけでは駄目で、保存するための活用をせんといかん。活用して、お金を稼いでというのが、文化財でも一級のものでそういう時代になってきましたから。新しい時代になってきたと思えますが。少なくとも、この場合は景観法の枠組みの中で展開していく理論、審議会でございますので。そこで落ち着くところも大体限られてくる。

ありがとうございました。ご意見をいただいたということで。

ほかにいかがでございますか。

委員、どうですか。

委員

この間は出席できずに申し訳ありませんでした。

かなりいろいろな議論がされたようで、これを読ませていただくと、やはり景観の、一人一人の市民の技術を高くするというやり方ではなくて、先ほどから議論があるように、裾野を広げたら、その三角形のトップのところが一番、もっと高く上がっていくんじゃないかという、そういうやり方に聞こえるので、それはすごくいいやり方なんじゃないかな。それを、先ほどのお話にあったように、その部分にあったところの

イベントだったりとか教育だったりとか、そういったところをうまくできていたり、先ほど先生のお話にあったように。そうしたらもっとすぐ、どこにもないいいやり方ができるんじゃないかなというふうにお聞きしてました。褒め過ぎですか。すみません。

会長

ありがとうございました。オンラインでご参加の方、もう質問ではなくてご意見でもいいです。感想でも結構でございますが。ご発言ありませんか。

委員、どうぞ。

委員

私も皆さんと同じく、さっきの景観資源をどう保全していくかというところが大きな課題かなというふうに思っております、これを保全していく方法というのはすぐには見つからないかも分かりませんが、まず市民の意識づけを高めていって、その物件というか、景観審議会がやはり注目される存在であるというふうに持っていかないと、なかなか市民が無関心な状態では、さっきもありましたようにいつの間にかなくなってしまっているというようなことがずっと起こり得るのかなというふうに思います。

どうしたらいいのかというところなんです、やはりまず市民の意識づけ、これをやりながら、行政だけでは多分難しいところがあると思いますので、地域のいろいろな団体とか、あとは民間としては、例えば不動産業界とタイアップして、その資源がどうなっているのか、誰が所有者で、そこに人が住んでいるのか住んでいないのか、そういったところを調査する枠組みを考える必要があるのかなというふうに思います。

それと、もう一つは、市役所の中の組織がどうなっているのか分からないですが、これはちょっと都市計画の部門だけでなかなかやっていくのは難しいのかなというふうに素人考えで思っております、市役所の中でも、ちょっとでも関連しそうなところと協同して、やはりこういったところの保全は考えていく必要があるのかなというふうに思います。

会長

ありがとうございました。事務局、都市計画的なサイドだけでは駄目だというのに対しては、そうだそうだということなんですか。

事務局

保全のところについては、例えば文化財なんかですと、本市では教育委員会が携わっておりますし、産業振興であるとか、まちづくりとか、魅力発信とか、いろいろな部署に分かれて業務を行っておりますので、これからはそういった多面的な方向からの取り組みが必要かなということを感じております。ありがとうございます。

会長

今回の件だけで言いますと、私の個人的な印象ですと、要するに指定のしっ放しで終わりという、またそこら辺の行政の無責任さ、条例の無責任さだろうと思うんです。

いわゆる保全政策は、国だったら文化財保護法がありますし、通損補償という制度もちゃんとある。通常損する補償ですね、そういう制度もありますし、地方自治体でいくと固定資産税の減免とか、いろいろな通損補償があるわけです。だから、社会のため、社会の宝だということであれば、それに相応した制度があるわけです。個人が損害を被るだけではなくて。今回は、豊中市の宝だったわけです。それを補償する制度が欠けて、検証しただけで終わったという、制度の問題があったわけですから、そういうものも、個人の権利と社会の権利、地域の権利、そういったものをうまく抱き合わせる制度をぜひ考えないと、条例がざるになりますよという印象でした。すいません。

ほかにご意見、皆さんありませんか。

会長

よければ、今まで3点ぐらいの修正意見がありましたか。それと、コメントとして、多分、これは意見集のほうに載せるということになるんでしょうけれども、何点かありました。そういう条件付で、皆様方に諮問された都市景観形成マスタープランの変更、これにつきまして、本案について異議はないという報告をさせていただいてよろしいでしょうか。それに対して異議のある方は挙手をいただけますか。

会長

異議なしの方、挙手いただけますか、逆に。

会長

異議なしで。ありがとうございます。

異議のある方、いいんですか、保留のある方。全員異議なしということで答申させていただきます。ただ、原案の修正を幾つかさせていただきますが、その手続については、どうぞ。

事務局

そうしましたら、修正点について事務局から少し確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。

会長

お願いします。

事務局

まず、計画編のほうですけれども、議案書23ページあたりからのところ、10年間の移り変わりの記載のところ、今回、高木邸が解体されたというところの、都市景観形成建築物が失われたというところの件について追記をするというところが1点。

それから、2点目としまして、推進編のほうになりまして、議案書ペ

ージ122ページの、SDGsの目標を今4つ掲げてございますけれども、それに1つ、目標12を追加するという修正が1点。

それから、3点目としまして、同じく推進編で、134ページ、最後の項目の景観資源の保全のところ、制度を活用して保全に努めますという表現になっておりますところを、制度を検証、活用してというような形の表現に改めるという修正が1点。

以上3点と理解しているんですけども、よろしかったでしょうか。

会長 各委員、発言していただいた、提案していただいた方、いや、私が入っていないよというのがもしございましたら。

会長 よろしゅうございますか。

事務局 そうしましたら、修正案については、具体的な文面につきましては、事務局でこの後、整理をさせていただきます、その内容については会長一任とさせていただくということで大丈夫でしょうか。

会長 というようなことですので、私のほうで、最後、責任を持って見ますので、よろしゅうございますか。

会長 ありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。
会長にご確認いただいた後、委員の皆様にはご報告を事務局のほうからさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

会長 それと、今日出た意見に関しましての取り扱いはどうなるんですか。

事務局 本日、景観スタイリストのプログラムとか、保全について、様々なご意見をいただきましてありがとうございました。そちらにつきましては、マスタープランの資料編のところになるんですけども、ページで言いますと、議案書94ページになります。第1回の意見集の後に、本日の審議会での主な意見集というのを掲載しようと考えておまして、そちらのほうに同じように主な意見と対応方針という形でまとめさせていただきます、こちらと同じように会長にご確認をいただいて記載をさせていただきたいと思っております。

会長 何点ぐらいありましたっけ。追加は大体。後で整理しないと分らんか。

事務局 先ほど、SDGsの本質をどう展開するのかという会長からのご意見もございましたし、あと、景観スタイリストということでイベントのラベリングであったり、参加意欲を高める方策の話であったり、アンケートの取り方を工夫するというようなお話も、景観イベントに限らずということで景観への意識を測る方法というところのご意見もいただいたかと思えます。

あと、景観の保全について、制度の在り方も含めて検証が必要というご意見をいただいたとっております。

会長 大体そんなところですか。4点か5点ぐらいですか。

事務局 はい。

会長 その辺はちょっと、確認が最終的に正確にできませんでしたが、会長のほうで、漏れなく載せておくようなつもりでいきますので、お任せいただきたいと思えます。

よろしゅうございますか。これで今日のお仕事はすべからく終了したかに思いますが。皆様方、活発な議論をありがとうございました。これで原案について妥当である旨を答申することにいたします。

それでは、事務局のほうに。

事務局 本日は長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

いただきましたご意見や修正については、先ほどご説明させていただきましたとおり、会長にご確認いただきました後、ご報告させていただきたいと思えます。

今後の予定でございますけれども、2月末に計画を確定、それから公表し、令和6年4月1日から運用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

会長 それでは、これをもちまして本日の審議会を閉会したいと思います。オンラインの参加の方及び対面でご出席いただいた方、どうもありがとうございました。